

徳島県告示第二十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和四年一月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護予防サービス事業者	名 称	社 会 福 祉 法 人 健 祥 会
	所 在 地	徳島市国府町東高輪字天満 三五六番地一
指定介護予防サービス事業を行う事業所	名 称	吉野川リハビリセン ター
	所 在 地	吉野川市川島町川島一〇六 番地二
サービスの 種 類	介護予防通所 リハビリテー ション	
廃止の届出 の受理日	令和三年十月 六日	
廃 止	年月日	令和三年十一 月三十日